

10月は3R推進月間です



「3R」とは「Reduce (リデュース) =ごみそのものを減らす」「Reuse (リユース) =繰り返し使用する」「Recycle (リサイクル) =分別して再び資源として利用する」の3つの取組みです。

私たち一人ひとりが3Rに取り組むことで、ごみはまだまだ減らすことができます。今回は橋本市のごみ減量の取組みなどについて紹介します。【生活環境課】

おもちゃのリユース市

生ごみ堆肥化・減量化運動について

橋本市の「生ごみ堆肥化・減量化運動」とは、橋本市衛生自治会と橋本市が15年前から取り組んでいるごみを減らすための運動です。

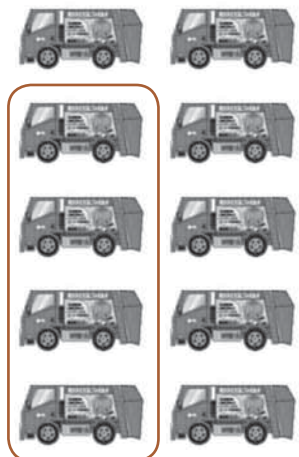
「**ごみの減量に取り組むことで、ごみを焼いたり、埋めたりする経費を抑え、福祉の充実などに生かしたい**」という考えに賛同していただいた市民の皆さんとともに、生ごみを家庭で堆肥化し、家庭菜園などに利用できるシステム作りを行なっています。



▲家庭で簡単にできる生ごみ堆肥化の様子

ごみ減量の効果について

現在、市全体の8割の区・自治会で可燃ごみの収集が週1回となっています。週1回の可燃ごみ収集に取り組む前と比較すると、ごみ収集車を4台も減らすことができます。



これらの取組みで削減した費用は、福祉の充実などに生かされています。

生ごみ処理機補助について

生ごみ処理機に生ごみを入れると攪拌と乾燥が自動的に行われ、衛生的に処理できます。

市では、生ごみ処理機購入に対する助成を行なっています(助成を受けるには、申請が必要です)。



▲臭いがほとんどない生ごみ処理機

来年4月から市全域の可燃ごみ収集が週1回になります

橋本市では、これまで循環型社会の実現に向けて、ごみの減量とごみ収集の効率化に努めてきました。この取組みをさらに進めるために、平成31年4月から市全域で可燃ごみの収集は週1回になります。

可燃ごみ収集週1回化に向け、次のことに取り組んでいますので、市民の皆さんのご協力をお願いします。



<p>対策① 広報</p> <p>可燃ごみの分別・減量・堆肥化などの方法を積極的に広報します。特に重要な可燃ごみ収集週1回化などについては区・自治会単位で説明会などを行なっています。</p>	<p>対策② ごみ出し機会の確保</p> <p>ごみの収集日以外にごみを出したいと思った時は、橋本周辺広域ごみ処理場や環境美化センター、生活環境課に直接ごみを持ち込むことでごみを出すことができます。</p>	<p>対策③ 臭い</p> <p>臭い漏れの少ない材質でできたごみ袋の導入など、ごみの臭気対策を進めています。また、必要な世帯に紙おむつ用保管容器の無料貸出を行なっています。</p>
--	--	--

中高層マンションにお住まいの世帯への例外措置

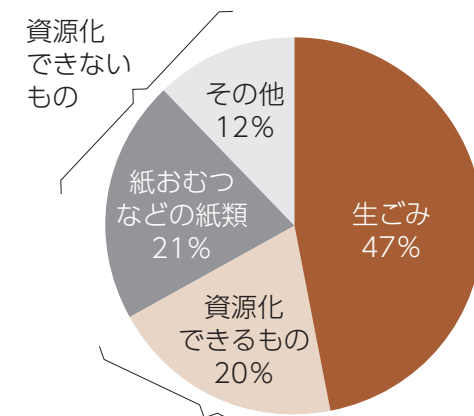
現在の可燃ごみ週1回収集の地区を除き、中高層マンションにお住まいの世帯には、ごみの保管スペースや避難経路などの諸事情を考慮し、例外的な措置として可燃ごみ週2回収集を継続します。



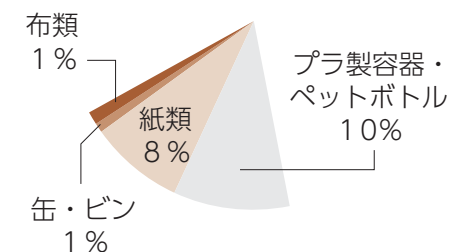
可燃ごみを減らしましょう

以前の調査結果から、可燃ごみの重量割合は、生ごみが47%、プラスチック製容器包装や雑紙など分別すればリサイクルできるものが20%もあることがわかりました。

可燃ごみの内訳 (重量割合)



可燃ごみに含まれる資源化できるものの内訳



プラスチック製容器包装や雑紙は、きちんと分別し、リサイクルすることで、ごみをできるだけ減らしましょう。

プラスチック製容器包装や雑紙をリサイクル

プラスチック製容器包装とは、商品を入れたり、包んだりするために使われるプラスチック製のもので、ボトル類やカップ類、食品トレイ、パック類、袋類などがあります。「その他プラ製容器包装専用指定袋」に入れて出すことでリサイクルできます。



雑紙とは、紙箱や紙袋、包装紙、パンフレットなどのことです。紙箱や紙袋は平らにして、紙袋などにはまとめて入れ、新聞やダンボールと一緒に「古紙回収」に出すことでリサイクルできます。

